

# 実施支援室からのお知らせ

2022. 6. 16

## ～完了実績報告の提出期限について～

(令和3年度地域型住宅グリーン化事業：当初予算)

**完了実績報告提出期限までに事業完了**した住宅・建築物は、下記の提出期限までに完了実績報告書を提出（実績報告ツールの「実績報告を実施」ボタンを押下）しなければなりません。**提出期限を過ぎると「実績報告を実施」ボタンは非表示となり、完了実績報告ができず、当該住宅・建築物は、補助金が支払われません**のでご承知おきください。

なお、**提出期限内であっても、事業完了の1か月後の日までに完了実績報告書を提出**することとしていますので、遅れないようにしてください。

### 完了実績報告提出期限 **令和4年8月31日(水) (期限厳守)**

ただし、気象、資材調達、新型コロナウイルス感染症等の影響により工事が遅れ、かつ、令和4年10月31日までに事業完了の見込みがある場合は、**令和4年8月31日(水) (期限厳守)**までに、延長申し出に関するシステムに入力<sup>※1</sup>（以下、本延長手続きという）することにより、完了実績報告の提出期限を「令和4年10月31日(月) (期限厳守)<sup>※2</sup>」まで再延長<sup>※3※4</sup>します。**提出期限内であっても、事業完了の1か月後の日までに完了実績報告書を提出**することとしていますので、遅れないようにしてください。

なお、売買契約による住宅において上記と同じ理由で令和4年8月31日までに事業完了できない場合は、**令和4年8月31日の時点で売買契約が締結されている住宅に限り、本延長手続き<sup>※1</sup>をすることにより再延長の対象**といたします。

また、提出期限間際（令和4年8月1日から8月31日まで）に事業完了した住宅・建築物については、書類等の整理期間を考慮し、上記の工事遅れ理由とは別に本延長手続きの対象とします。ただし、令和4年9月30日までの再延長となりますので、可能性ある場合に手続きしてください。その場合、期限内でも書類が整い次第、速やかに完了実績報告を行ってください。

- ※1 延長申し出に関するシステムは令和4年8月1日（月）公開予定です。詳細は令和4年7月上旬にご案内します。
- ※2 **再延長後の提出期限（令和4年10月31日）間際に事業完了したものであっても、再延長後の提出期限の猶予は行いません。**必要な書類は予め準備し、提出期限に遅れないでください。
- ※3 令和4年8月31日(水)までに延長申し出に関するシステムに入力がなかった住宅・建築物に関しては、再延長の対象になりませんのでご承知おきください。
- ※4 一旦非表示になった実績報告ツールの「実績報告を実施」ボタンは、9月12日頃に、**再延長の対象となった住宅・建築物に限り令和4年10月31日まで再表示**されます。

(次ページへ続く)

## ◆事業完了とは

請負 工事が完成し、工事請負契約に基づく工事費全額が精算された時点。  
売買 工事が完成し、売買契約に基づく費用全額が精算された時点。

※「工事が完成した時点」は次のとおり判断いたします。

- 確認申請が必要な地域 検査済証の交付日
- 確認申請が不要な地域 提出される書類に応じて次のとおりとします。
  - ・ 住宅瑕疵担保責任保険の保険証券または保険付保証明書 保険期間の開始日
  - ・ 建設住宅性能評価書 建設住宅性能評価書の交付日
  - ・ 建物の不動産登記の現在事項証明書 保存登記日

## 《重要》

次の何れかに該当する場合は、事業廃止の手続きを行っていただきます。

- 令和4年8月31日までに、完了実績報告の提出又は延長申し出に関するシステムへの入力の何れもなされない場合
- 事業完了していないにも係わらず、事業完了したとして完了実績報告が行われた場合
- 本延長手続きが行われた住宅・建築物であっても、審査時等において令和4年7月31日以前に事業完了していることを確認した場合や、申し出の申告内容と完了実績報告の内容に著しい相違や不正があった場合
- 審査時等において提出期限までに事業完了していないことを確認した場合

※提出期限内に届いたものであっても、完了実績報告が整っていない場合や再延長期間内に事業完了し1か月後の日を過ぎて完了実績報告が提出された場合は、審査等を中断し、対応を後回しにします。後回しになったことで対応時間が短くなることや、時間切れで補助金の支払いができなくなることがあります。また、審査等の質疑に対して回答期限までに回答がなされない場合は、そのことをもって実績報告を取り下げてください。ご承知おきください。

※このお知らせで示す日付は、遵守してください。一切の猶予はございません。

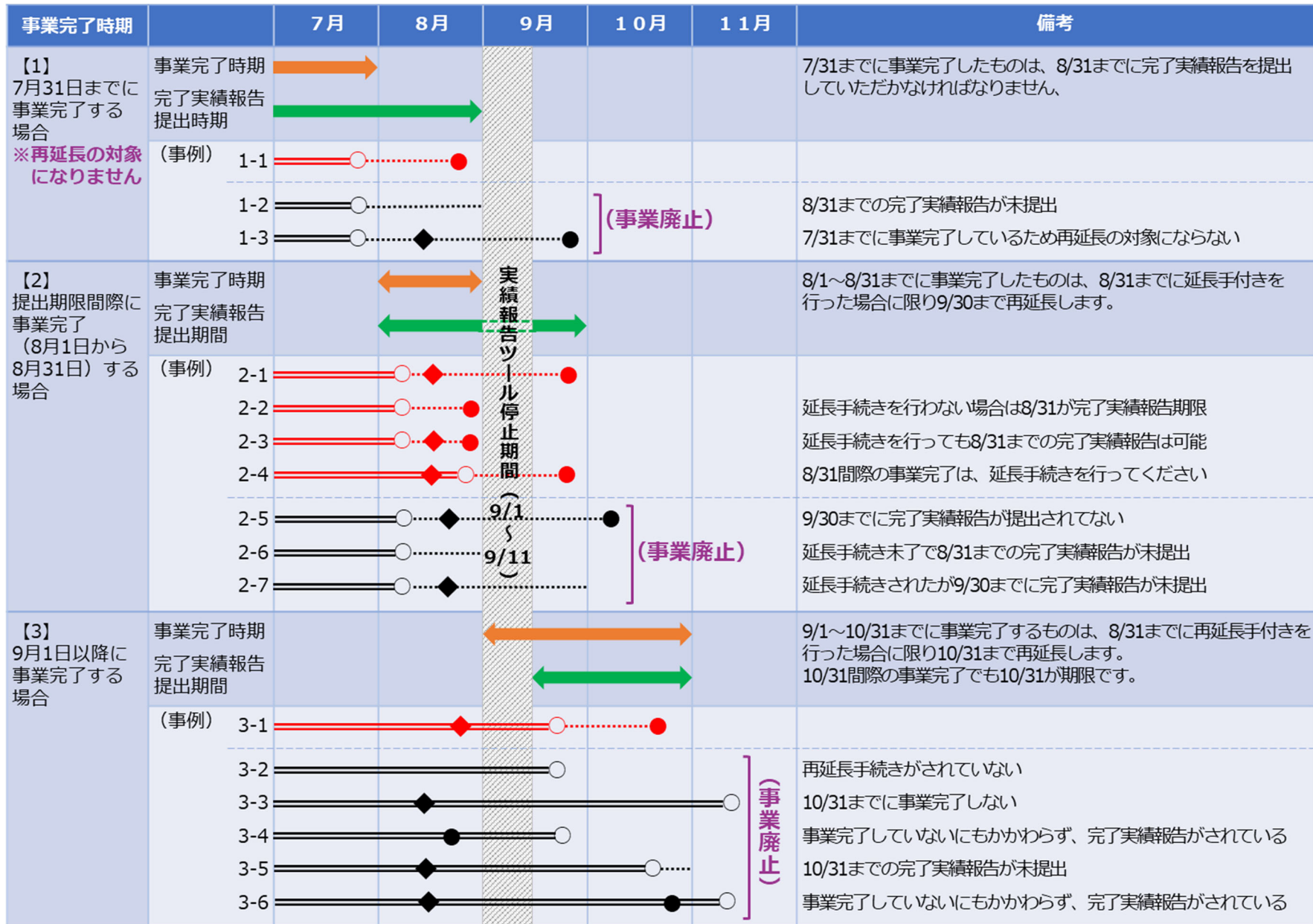
※再延長しても令和4年10月31日までに事業完了の見込みがなく、かつ令和4年度事業のグループ採択日まで着工しないことが可能な物件については、令和4年度事業への切り替え等をご検討ください。ただし、この場合、令和3年度の交付決定額を令和4年度の交付申請に振り替えるものでなく、改めて令和4年度事業の予算（配分）内、かつ令和4年度事業の要件、手続き等を満たす必要がありますのでご注意ください。

※令和3年度の補正予算及び追加予算は、このお知らせの対象ではありません。

以上

長寿命型等実施支援室  
高度省エネ型等実施支援室

(参考)



- (凡例)
- 事業実施期間
  - ..... 書類整理期間等
  - 事業完了日
  - 完了実績報告提出日
  - ◆ 延長手続き